



MARUGAME CITY HEALTH PLAN

総論

1 計画の見直しにあたって

本市では、平成 29 年度から令和 8 年度を計画期間とする第 2 次丸亀市健康増進計画「健やかまるがめ 21」において、第 2 次丸亀市食育推進計画及び丸亀市自殺対策基本計画を一体的な計画として策定し、市民の健康づくりに関する取り組みを総合的に推進するための指針としてきました。

また、効果的な健康づくり活動の推進においては、市民の主体的な行動が重要であることから、「丸亀市健康増進計画市民会議」を中心として、様々な立場の市民の参加を得ながら、市民とともにつくり、推進する計画であることを重視してきました。

このたび、計画の中間期間を迎え、これまでの取り組みの中間評価を行うとともに、現状と課題を踏まえた計画の見直しを行います。この間、未曾有の流行となった新型コロナウイルス感染症により、市民の生活環境に大きな影響が生じているため、今回の見直しにおいては、この状況を踏まえて実施することとし、市民生活における感染症予防対策や新たな日常への対応を前提とした後期計画を策定します。

2 後期計画策定の趣旨

(1) 健康増進計画

本市では、平成 19 年度から平成 28 年度を計画期間とする第 1 次丸亀市健康増進計画、平成 29 年度から令和 8 年度を計画期間とする第 2 次丸亀市健康増進計画をそれぞれ策定し、「みんないきいき わがまち丸亀」を基本理念として、市民一人ひとりが、健やかにいつまでも社会とともに、いきいきと暮らし続けることをめざす取り組みを、総合的かつ計画的に推進してきました。ここでは、「人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」という WHO が掲げるヘルスプロモーション^{*1}の考えのもと、一人ひとりが自分の健康を維持・増進するために主体的に取り組むことを重視し、市民の参加とつながりによって広がる健康づくりを大切にしてきました。

この間、国においては、平成 30 年に健康日本 21（第 2 次）の中間報告が公表され、全国的な施策の現状が示されました。また香川県においても、平成 31 年に健やか香川 21 ヘルスプラン（第 2 次）中間見直し版が公表され、県民の健康の現状を踏まえた施策の見直しが行われています。

本市においては、第 2 次丸亀市健康増進計画「健やかまるがめ 21」において、「市民のきかけづくり」をテーマに「毎月 10 日は健幸の日」「健幸 10 か条」を設定し、無関心層へのアプローチ等に重点的に取り組んできました。このたび、第 2 次計画の中間期間を迎え、市民の健康に関する本市の現状と課題を明らかにするとともに、国や県の動向及び社会情勢も踏まえた取り組みの見直しを行い、新たに計画最終年度である令和 8 年度までの目標を示し、後期計画として策定します。

^{*1}：世界保健機関（WHO）によって定義された「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし改善できるようにするプロセス」のこと。

(2) 食育*²推進計画

本市では、平成 24 年の第 1 次丸亀市健康増進計画（後期計画）の策定にあわせて、「丸亀市食育推進計画」を策定し、市民の望ましい食習慣の形成や食育の推進と健康づくりをともに推進し、「『食』で広がる 健康とふれあいの輪 まるがめ」の実現をめざした取り組みを進めています。

この間、国においては、令和 3 年 3 月に、令和 3 年度からおおむね 5 年間の計画期間とする第 4 次食育推進基本計画が策定され、新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進、環境に配慮した食育の推進といった、新たな視点が追加されています。また、香川県においても、第 4 次かがわ食育アクションプランが策定されています。これらの計画で示された食育の分野での新たな取り組み方針や、本市のこれまでの取り組み状況を踏まえ、食育推進計画の中間見直しを行います。

(3) 自殺対策基本計画

平成 29 年に策定した第 2 次丸亀市健康増進計画では、「丸亀市自殺対策基本計画」を策定し、市民が主体となって、みんなで支え合う健やかに暮らせるまちの実現をめざす取り組みを推進してきました。また、平成 31 年 3 月に「丸亀市自殺対策基本計画推進のための実行プラン」を作成し、それに基づき施策を推進しています。この間、国においては、「自殺総合対策大綱」が見直され、重点施策として、地域レベルの実践的な取り組みのさらなる推進や若者の自殺対策のさらなる推進が掲げられています。本市においては、自殺者数は減少傾向でしたが、令和 2 年は増加しているという状況であり、自殺の問題に目を向け、自殺予防に取り組んでいく必要があります。このたびの中間見直しにあわせ、こうした状況の変化に応じた取り組みの見直しを行います。

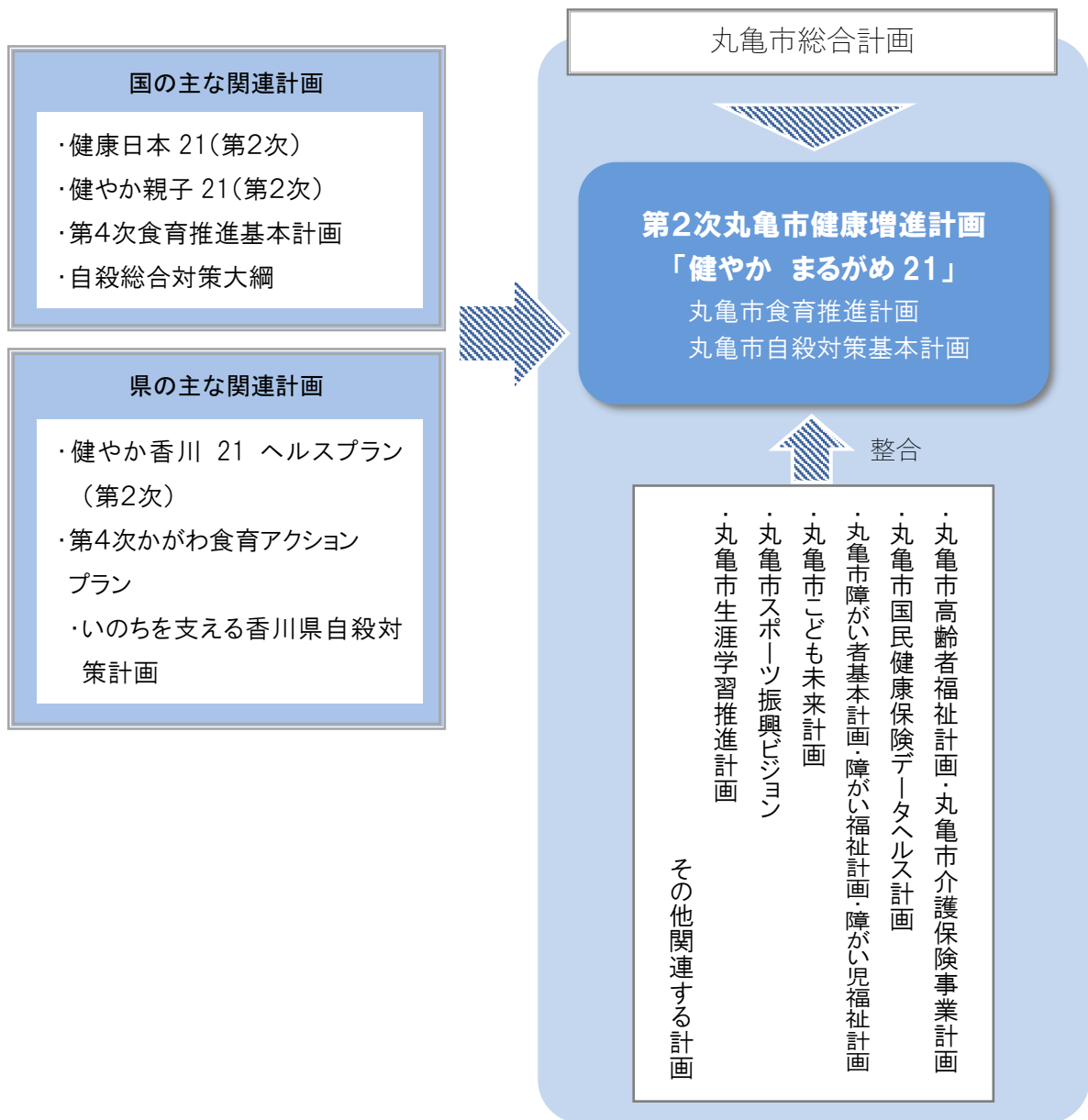
*2：生きるうえでの基本であり、知育、道徳及び体育の基礎となるべきもの。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

3 計画の位置づけ

本計画は、「健康増進法^{*3}」第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」、「食育基本法^{*4}」第18条第1項に基づく「市町村食育推進計画」、「自殺対策基本法」第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」にあたるものです。

また、「丸亀市総合計画」を上位計画とし、市民の健康づくりを支えるため、保健・福祉部門のみならず、スポーツ・生涯学習・まちづくりなどの市民生活に密着した本市の様々な行政計画などとの整合性を十分図りながら推進するものとします。

■関連計画との関係



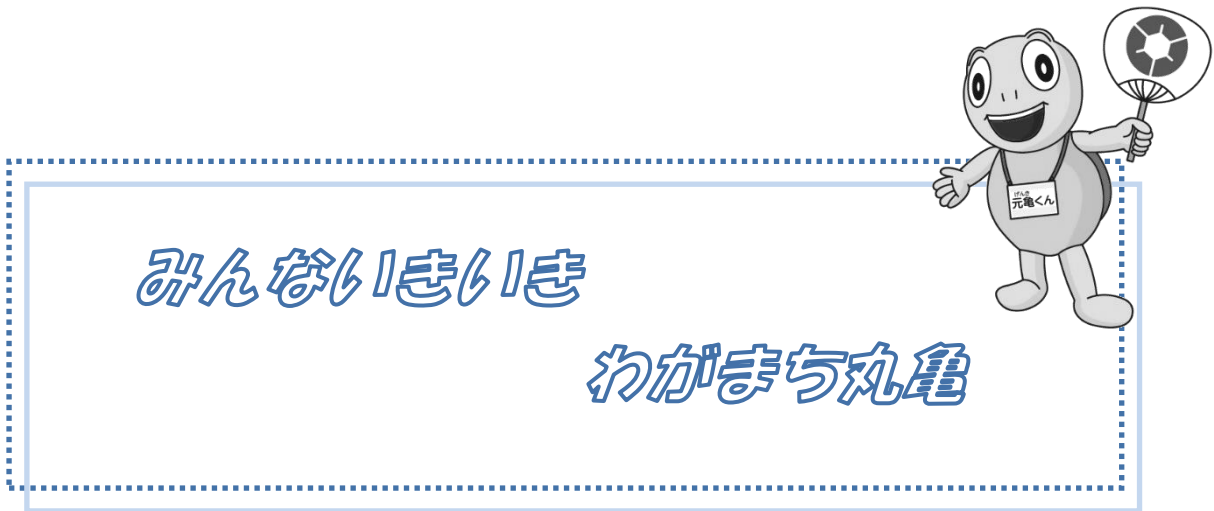
*3：平成14年に、国民の健康維持と現代病予防を目的として制定された法律。国民が生涯にわたって自らの健康状態を自覚するとともに健康の増進に努めなければならないことを規定、制定したものの。

*4：平成17年7月に施行された、国民が生涯にわたって健全な心身をつちかい、豊かな人間性を育むことができるよう、食育を総合的、計画的に推進するための法律。

4 基本理念

第2次計画では、第1次計画から引き継いだ「みんないきいき わがまち丸亀」を基本理念とし、市民が元気でこころ豊かに過ごせる丸亀市をめざしています。

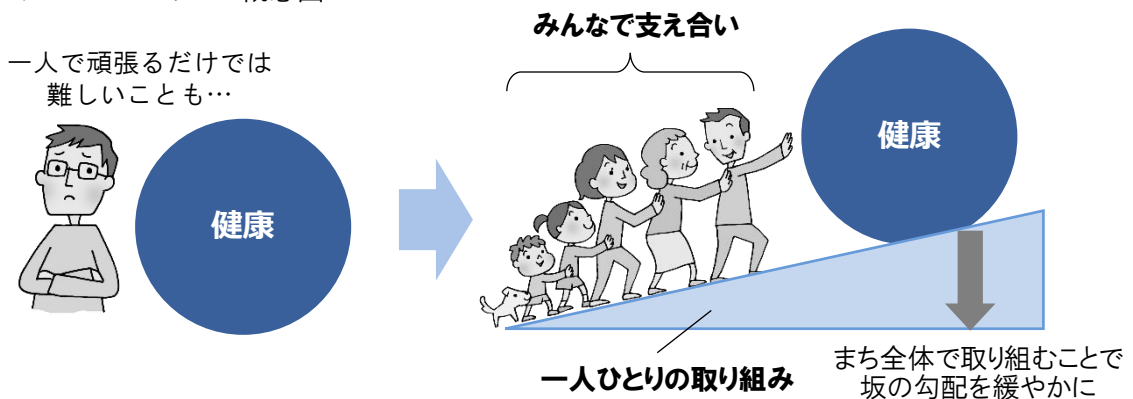
後期計画においても、ライフステージ*5に応じた健康づくりに向けた支援が行えるよう、市民や地域、行政の取り組みを明確にしながら、さらなる健康寿命*6の延伸を図ります。



5 ヘルスプロモーションによる推進

本計画では、第1次計画から引き続き、「人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」という WHO が掲げるヘルスプロモーションの考えのもと、一人ひとりが自分の健康を維持・増進するために主体的に取り組むことが重要であると考えます。

■ヘルスプロモーションの概念図

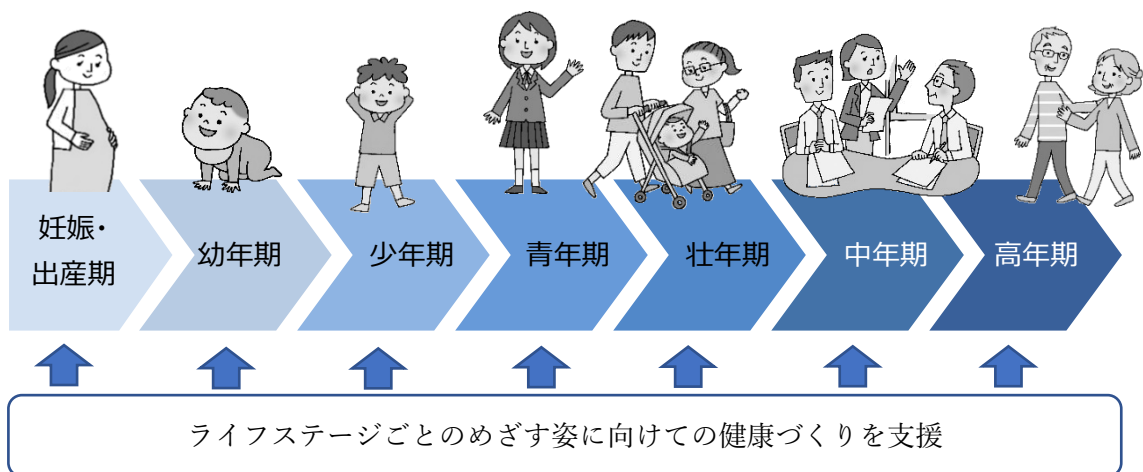
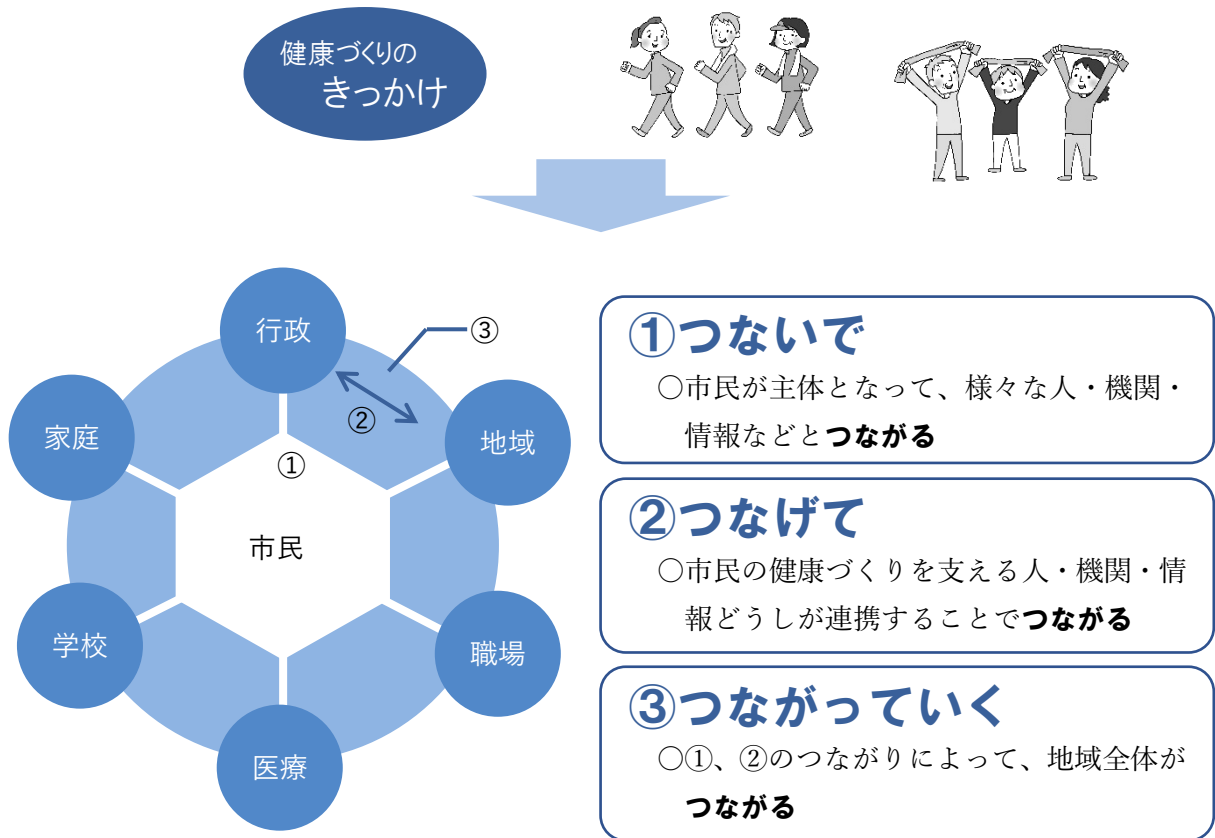


*5：年齢や人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職など）によって区分される生活環境の段階のこと。

*6：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

ヘルスプロモーションによる推進においては、一人ひとりの健康づくりを支えるための様々な「つながり」を活かして、計画を推進していくことが重要です。

また、ライフステージに沿った健康づくりを「つなげて」いくことも重要です。



誰もがいきいきと暮らせる、継続的な健康づくりの実現

6 健康増進計画の推進とSDGs

国際連合においては、開発分野における国際社会共通の課題である持続可能な開発の推進に向け、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、令和12年（2030年）までに持続可能で、よりよい世界をめざす国際目標としてSDGs（エスディーゼーズ：持続可能な開発目標）を定めています。これは、17のゴールと169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことをうたい、発展途上国のみならず、全ての国がその実現に向けて努力すべきものとされています。

わが国においても、2016年に総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し、今後の取り組みの指針となる「SDGs実施指針」を策定し、令和元年には推進のための具体的施策をとりまとめた『SDGsアクションプラン2020』を決定するなど、施策の充実が図られています。

本市においても、SDGsの実現は、行政分野の枠を超えて全庁的に取り組むべき指針として位置づけており、今後の取り組みの充実を図っているところです。行政だけではなく、市民、企業、多様な団体・機関のパートナーシップによって、誰一人取り残さない社会の実現をめざすSDGsの理念は、誰もが元気でこころ豊かに過ごせるまちづくりを進めていこうとする健康増進計画と、基本的な考えにおいて共通するものとなっています。そこで本計画においても、SDGsの実現を計画の基本的な方向性を示すものとして位置づけ、計画全体を通して取り組んでいくものとしします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



注：17のゴールのうち、特に本計画とかかわりの深いゴールのロゴを示しています。

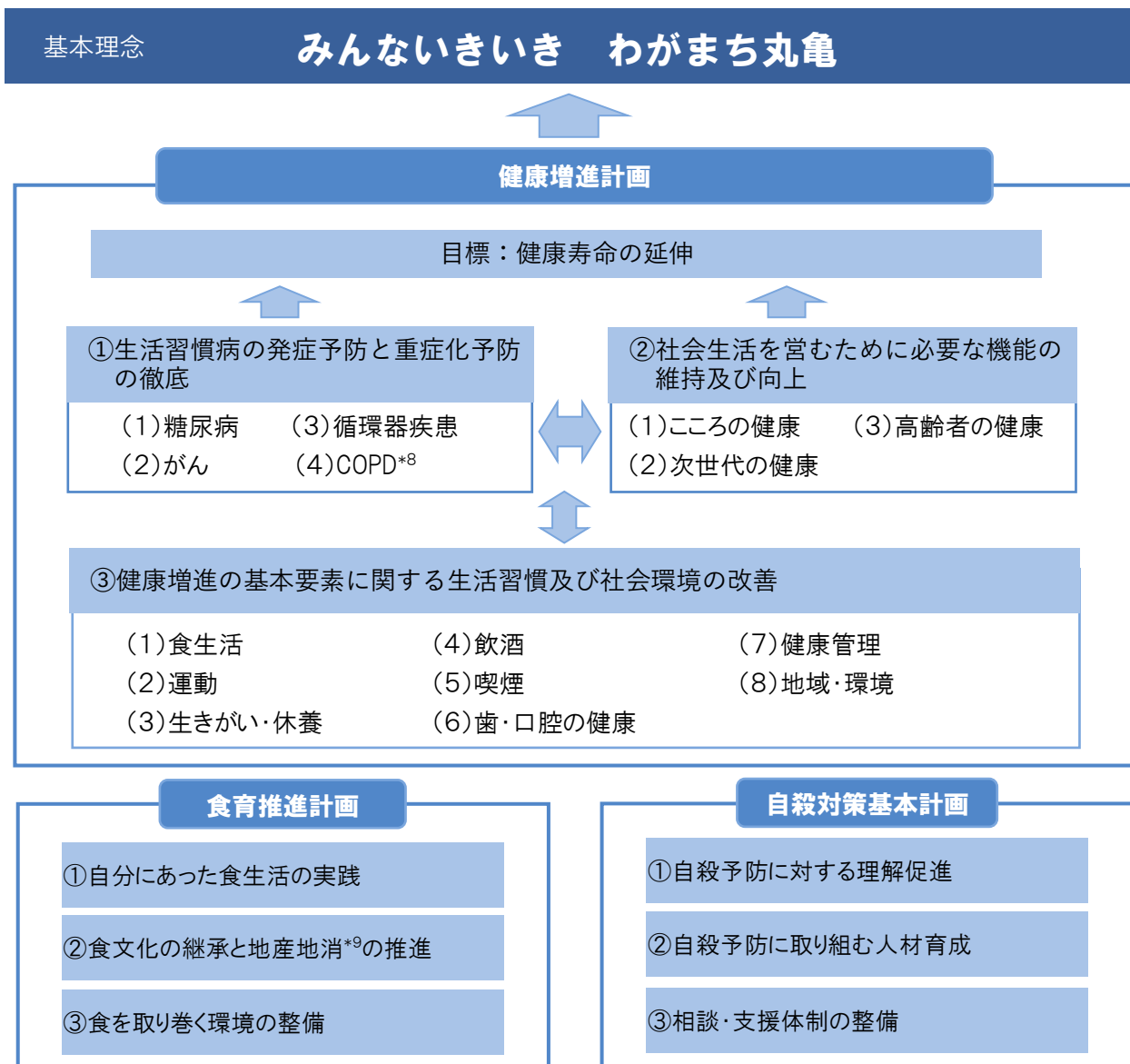
7 施策体系

計画の施策体系は以下の通りです。健康増進計画、食育推進計画、自殺対策基本計画のそれぞれの総合的な取り組みにより、基本理念である「みんないきいき わがまち丸亀」の実現をめざします。

【健康増進計画における推進主体】

- ① 生活習慣病*7の発症予防と重症化予防の徹底
 - ② 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
 - ③ 健康増進の基本要素に関する生活習慣及び社会環境の改善 ⇒ 市民・地域・行政が連携
- } 主に行政（市）が主体

■ 施策体系



*7：生活習慣が発症の原因や悪化に深く関与していると考えられる疾患の総称。三大死因である、がん、脳血管疾患、心疾患や、高血圧症、糖尿病、脂質異常症などが含まれる。食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症・進行に大きく関与している。

*8：慢性閉塞性肺疾患のこと。たばこの煙を主とする有害物質を長期間吸入することにより生じる肺の炎症による病気。病理学的な診断名である「肺気腫」と、臨床的診断名である「慢性気管支炎」を統一した疾患群とされている。

*9：地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費する取り組み。自給率が高まるだけでなく、生産者と消費者の結びつきや地域の活性化、流通コストを減らすことにつながる。

8 計画の推進体制

(1) 推進体制

本計画は、本市が中心となり、市民、地域、団体、企業、関係機関などがそれぞれの役割を持って、相互の連携や協働によって推進します。17地区のコミュニティでも、情報交換などを行いながら地区ごとの特性に対応した取り組みを進めます。

また、計画を進めるために、「丸亀市健康増進計画推進会議」「丸亀市健康増進計画市民会議」「丸亀市食育ネットワーク会議」を設置します。各会議の位置づけは以下のとおりです。

○丸亀市健康増進計画推進会議

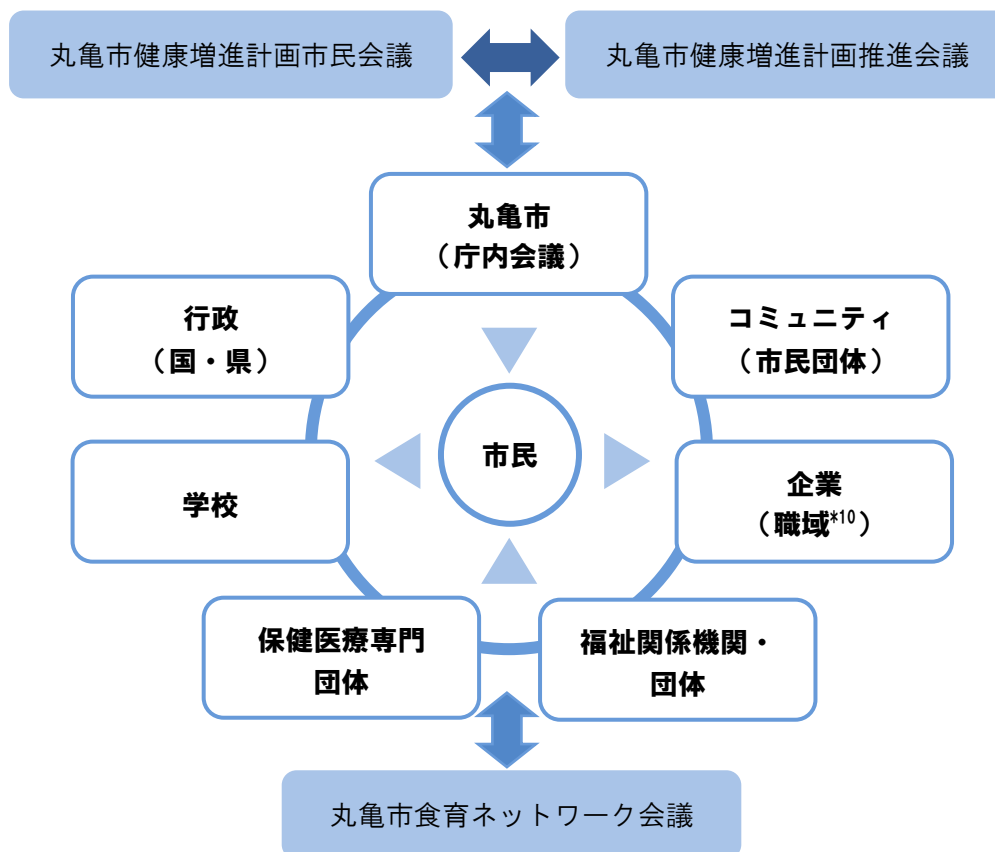
本計画についての進行状況を把握し、必要に応じて適切な助言を行います。

○丸亀市健康増進計画市民会議

団体の立場や市民の代表として、健康づくり実施計画を進めるための意見交換を行います。

○丸亀市食育ネットワーク会議

食育を推進する各種団体、関係機関が連携を図り、市民の食育に関する効果的な取り組みについて意見交換を行います。




*10：職業に従事している場所、職場のこと。また、各職業の範囲。

(2) 計画の期間と評価

本計画は、平成 29 年度から令和 8 年度までを計画期間とする第 2 次計画の中間見直しを行い、これまでの取り組み状況の検証・評価に基づき、令和 8 年度までの計画を改定したものです。

H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
				中間 見直し					目標 年次



○取り組み状況の検証・評価

最終評価時には、本計画に掲げている数値目標について、アンケートや統計データを用いて達成状況を確認し、市民意識や実態の変化などを把握するとともに、結果を分析することで、それ以降の施策や事業の改善につなげます。

○進行管理

計画の進捗状況については、丸亀市健康増進計画推進会議や丸亀市健康増進計画市民会議に対し、目標の達成度や活動の成果、その他定期的に把握できる指標（各種健康診査結果）などを報告します。